

資 料 提 供

令和8年9月17日

課 名 医療政策課

担 当 者 花田

内 線 3205

直通電話 082-513-3056

令和8年度第1回広島県医療審議会医療法人部会の審議結果について

この部会の審議結果については、次のとおりです。

1 日時

令和8年9月14日（月）14時～

2 場所

県庁北館3階 第6委員会室

3 審議事項

次のとおり

○ 医療法人の設立等について

医療法人の設立、解散の認可について承認した。（別紙）

・ 設立認可 10 法人（医科4、歯科6）

・ 解散認可 8 法人（医科6、歯科2）

広島県医療審議会医療法人部会 委員名簿

(五十音順)

区分	氏 名	職 名	出欠
委 員	きっかわ まさや 吉川 正哉	広島県医師会副会長	出
	なかもと たかし 中本 隆志	広島県議会議長	出
	まつむら まこと 松村 誠	広島県医師会会長	欠
	や の よしてる 矢野 好輝	広島県健康福祉局長	出
	やまさき けんじ 山崎 健次	広島県歯科医師会会長	出
	わかばやし しんいち 若林 伸一	広島県医療法人協会会長	出
専門 委員	もりもと すすむ 森本 進	広島県歯科医師会副会長	出

令和8年度第1回広島県医療審議会医療法人部会 認可等一覧

別 紙

設 立						
No.	所管(保健所名)	区分		設立する医療法人名	設立代表者	主たる事務所の所在地
1	県(西部保健所)	歯	※	医療法人L. E. A. F	河野 聖	廿日市市佐方4-7-14アーネストマンション101
2	県(西部東保健所)	医	※	医療法人HRD	原田 陽介	東広島市西条町助実1172番地2階
3	県(東部保健所)	医	※	医療法人三仁会	梶山 晃雄	三原市宮沖二丁目6番18号
4	県(東部保健所)	歯	※	医療法人優進会尾道あおば歯科クリニック	岡田 裕貴	尾道市高須町4778番地9
5	県(福山市保健所)	歯		医療法人松愛会	小川 智也	福山市松永町4丁目16-6
6	広島市	医	※	医療法人うえき泌尿器科クリニック	植木 哲裕	広島市安佐北区可部四丁目6番2号
7	広島市	医	※	医療法人社団矢野駅前さかもと皮膚科アレルギー科	坂本 旭	広島市安芸区矢野西四丁目3番15号 プロスパ202
8	広島市	歯	※	医療法人結	濱本 結太	広島市中区堺町一丁目4番7号
9	広島市	歯	※	医療法人ゆうなぎ歯科こども歯科	横山 真樹	広島市西区三篠町一丁目3番20号
10	広島市	歯	※	医療法人社団恵充会	増本 智	広島市佐伯区楽々園四丁目14番25号 イオンタウン楽々園2階

解 散						
No.	所管(保健所名)	区分		解散する医療法人名	理事長	主たる事務所の所在地
1	県(広島市保健所)	医		医療法人北原会	原田 能之	広島市中区上八丁堀5番5-105
2	県(西部保健所広島支所)	医	※	医療法人社団真琴会	兼重 鉄也	安芸郡海田町南大正町3番25号
3	県(北部保健所)	歯	※	医療法人社団横山歯科医院	横山 勝	庄原市東城町川西792番地の1
4	広島市	医	※	医療法人住田医院	清永 ときよ	広島市中区大手町五丁目6番23号エ スポワールたかのぼし1・2階
5	広島市	医	※	医療法人みやび会	職務代理 高橋 眞知子	広島市南区猿猴橋町2番11号
6	広島市	医	※	医療法人住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科	住谷 彰夫	広島市南区皆実町四丁目8番8号
7	広島市	歯	※	医療法人志高会	佐久間 高志	広島市西区井口台二丁目23番32号
8	呉市	医	※	医療法人社団田村内科小児科	田村 宏	広島県呉市仁方西神町4番14号

※は一人医師医療法人…医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人

医療法人の設立認可等の状況

区分	総数	財団	社団	持分なし法人						
				持分なし法人	経過措置型法人		参 考		社会医 療法人	一人医師 医療法人
					うち基 金拠出 型法人	出資額 限度法 人	その他 持分あ り法人			
令和8年4月1日現在	総数	1,565	1	1,564	604	476	6	954	9	1,243
令和8年第1回 医療法人部会	設立	10	0	10	10	10			0	9
	解散	8	0	8	1	0			0	7
令和9年3月31日見込	総数	1,567	1	1,566	613	486	6	947	9	1,245

※持分なし法人：解散時の残余財産を国等に帰属させることを定款に規定している医療法人

※基金拠出型法人：「持分なし法人」のうち、基金を拠出して設立された法人

※経過措置型法人：平成19年3月31日までに設立された出資持分のある法人

※出資額限度法人：「経過型法人」のうち、解散時の残余財産については、出資額を限度に出資者に返還する法人

※社会医療法人：地域で特に必要な医療（救急医療等確保事業）の提供を担い、所要の要件を充足して知事の認定を受けた医療法人

※一人医師医療法人：医師又は歯科医師が2名以下の医療法人